

報 道 資 料

令和2年8月21日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第236号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第353号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和2年8月20日
- ◎ 実施機関：文化・教育・くらし創造部 文化資源活用課
- ◎ 対象行政文書：万葉文化館の運営に係る問題点と今後の対処方法について

- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判断理由：

行政文書の不存在

審査請求人は、平成30年12月28日に地元新聞が万葉文化館の入館者数が低迷しているとして報じた後に、奈良県知事が知事定例記者会見において、同館の今後の運営方法等について有識者に議論を求める旨の発言（以下「知事発言」という。）を行っていることから、知事発言の4か月後となる本件開示請求時点において、実施機関において、同館の運営に係る問題点の抽出及び当該問題点に係る対応に関する検討（以下「本件検討」という。）が行われているはずであり、本件検討に関する文書（以下「本件対象文書」という。）が作成されている旨主張しているため、以下検討する。

実施機関は、万葉文化館の運営方法等について有識者が議論する会議（以下「本件有識者会議」という。）を開催する予定ではあるが、その検討方針が定まっておらず、十分な検討が行えていなかったことから、本件対象文書を作成又は取得していなかった旨説明している。

これについて、審査請求人は、口頭意見陳述において、平成31年2月定例県議会における答弁記録（以下「本件答弁記録」という。）を示し、当該答弁記録について、本件対象文書に含まれる可能性もある旨主張している。

本件開示請求は、「万葉文化館の運営に係る問題点と今後の対処方法について」の開示請求であることから、本件開示請求に対応する文書に本件答弁記録が含まれているとも考えられるところである。

この点、当審査会が、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件開示請求は、審査請求人が来庁して実施機関との面談のもと行われたものであり、本件答弁記録については、本件開示請求と同日に審査請求人により別途行われた「万葉文化館における過去2年に渡る県会議員よりの質問および回答」の開示請求に対応する行政文書として開示したものであることから、本件開示請求に対応する行政文書として特定しなかった旨説明している。

行政文書開示請求において、開示請求者が過去に開示を受けた行政文書を再度開示請求することは十分想定される。しかし、同一の開示請求者が同日に行った別の開示請求で開示を求めている文書について、もう一方の開示請求に対応する行政文書として特定したとしても、審査請求人が了知することになる情報を重ねて開示するに過ぎないことから、特段の事情がない限り、実施機関が本件開示請求に対応する文書に本件答弁記録が含まれると解することはできないと認められる。

したがって、本件答弁記録を開示の対象としなかった実施機関の判断は、妥当性を欠くとまでは言えない。

また、本件検討の進捗及び本件検討に関する説明資料の作成状況について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件検討に着手したのは7月下旬であり、8月中旬の課長説明を経て、8月下旬に部長説明資料を作成したうえで説明を行っており、知事定例記者会見及び奈良県議会における対応のための資料についても作成しなかった旨説明している。そして、本件有識者会議については、当審査会において本件審査請求に係る審議を開始した時点においても開催されていないとのことであった。

これらのことから、本件開示請求時点において、本件検討を行っていないことから本件対象文書を作成していないという実施機関の説明については、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認せざるを得ないと判断する。

2 事案の経緯

①	開示請求	令和元年	5月14日		
②	決定	令和元年	5月28日	付けで不開示決定	
③	審査請求	令和元年	8月12日		
④	諮問	令和元年	9月11日		
⑤	経過	令和2年	2月27日	第239回審査会	審議
		令和2年	3月25日	第240回審査会	審議
		令和2年	5月29日	第241回審査会	審議
		令和2年	6月24日	第242回審査会	審議
		令和2年	7月29日	第243回審査会	審議